

規制改革会議 創業・IT等WG資料

～貨物自動車運送事業者による
レンタカー使用用途・期間制限の緩和について～

国土交通省自動車局貨物課

平成26年5月8日

提案主体

(公社)リース事業協会より平成25年10月、規制改革ホットラインに提案があったもの。

提案内容

現在、引越しシーズンに特例として認められている貨物自動車運送事業者のレンタカー使用について、用途および期間の制限を緩和し、繁忙期や整備・点検時にも使用を認めるべきである。

制度の現状

貨物自動車運送事業者のレンタカーの使用については、引越に係る輸送力を確保し、利用者のニーズに的確に対応するという観点から、引越輸送が集中すると考えられる期間に限り、一般貨物自動車運送事業者が引越輸送にレンタカーを使用することを認めている。

国土交通省の回答

引越シーズン以外の繁忙期等におけるレンタカー使用については、利用者ニーズ、輸送の安全の確保等を踏まえ、その要否について検討することとする。

トラック事業に関する事業規制の推移

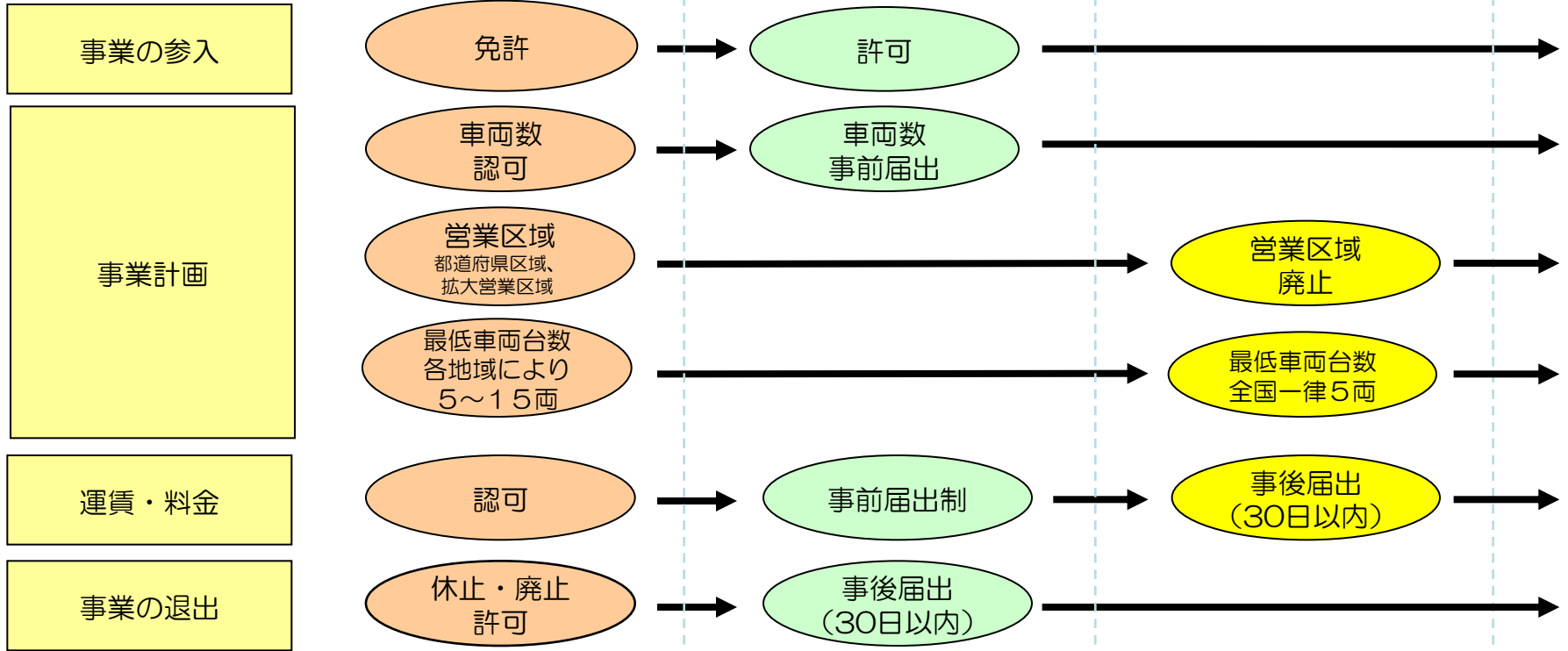
(平成 2年12月1日 貨物自動車運送事業法の施行)
 (平成15年 4月1日 改正貨物自動車運送事業法の施行)

法施行前 (平成2年)

法施行 (平成2年12月～)

法改正 (平成15年4月～)

現在



トラック事業に関する安全対策の強化

- 平成15年 9月 大型トラックへのスピードリミッターの装着義務付け
- 平成18年 8月 行政処分の強化 (悪質違反事業者への処分の強化)
- 平成18年10月 運輸安全マネジメントの導入
- 平成21年10月 行政処分の強化 (飲酒運転、社会保険未加入、運転者への指導監督に係る処分基準の強化等)
- 平成23年 5月 安全規則の改正 (アルコール検知器の使用を義務付け)
- 平成26年11月 大型トラックへの衝突被害軽減ブレーキの装着義務付け

事業用自動車について

- トラック運送業においては、事業者の参入は許可制とし、事業運営にあたっては、輸送の安全の確保、事業の健全な発達を担保するために、事業計画等により事業遂行能力をチェックすることとされている。
- 運送事業者は、事業計画上に位置付けられる事業用自動車（緑ナンバー）を使用し、事業計画に基づく事業運営や運行管理等を実施しなければならないこととされている。
- 自家用自動車（白ナンバー）による事業経営が発覚した場合には、無許可営業として、各地方運輸局において取締りを行っている。

事業計画

【事業計画の記載事項】

- 各営業所に配置する事業用自動車の種別及び事業用自動車の種別ごとの数
- 自動車車庫の位置及び収容能力
- 運転者の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力 等

この事業計画に基づく事業運営が行われているか否か等について、監査等によるチェックを行い、これに違反する場合には処分を実施。

運行管理

- 輸送の安全を確保するため、事業遂行に必要な運行管理者や運転者の選任、運行管理の適切な実施等を行うこととされており、事業計画同様、監査等によるチェックを行い、これに違反する場合には処分を実施。

運送事業における自家用自動車（白ナンバー）の使用について

運送事業においては、事業用自動車（緑ナンバー）の使用が原則とされているが、例外的に、輸送の安全を担保しつつ、実態に即した運用として自家用自動車（白ナンバー）の使用を認めている場合がある。

自家用有償運送の許可（昭和60年～）

- 道路運送法第78条第3号に基づき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合においては、国土交通大臣の許可により、地域又は期間を限って自家用自動車（白ナンバー）を有償運送の用に供することを認めている。
- 許可にあたっては、使用する自動車の数等の以下の事項をチェックし、輸送の安全の確保を担保している。
 - ・ 使用する自家用自動車の数
 - ・ 運送しようとする物の種類及び数量
 - ・ 運送しようとする期間 等
- 具体的には以下のとおり期間を限定して許可を与えている。
 - ・ 年末年始繁忙期（毎年11月10日から翌年1月10日まで）
 - ・ 夏期繁忙期（毎年6月1日から同年8月31日まで）
 - ・ 秋季繁忙期（毎年9月1日から同年11月30日まで）
- この場合、許可証（受理印付）を自動車の外部から見やすいように掲示。

レンタカー使用通達の概要（平成3年～）

特に引越輸送が集中する3月15日から4月15日の期間に限り、15日未満（※）の範囲内で、下記の手続により、トラック事業者がレンタカーを使用することを限定的かつ特例的に認めているもの。

- 事業計画（事業用自動車の数）の変更の事前届出
- 届出証（受理印付）を自動車の外部から見やすいように掲示

（※）道路運送車両法により、使用者を変更した場合には15日以内に届け出ることとされている。

引越シーズンにおいてレンタカー使用を認める理由

事業運営にあたっては、事業用自動車（緑ナンバー）の使用が原則であるが、以下の理由から、事業者によるレンタカー（白ナンバー）使用を認めているところ。

- 年度末初においては、進学・就職、人事異動等により全国的に人及びモノの移動が極度に増大する時期であるため、事業用自動車のみではその輸送力を確保することが困難となり、国民生活に影響を及ぼすおそれもあるため。
- 需要のピークに合わせて事業用自動車を準備させることは、事業者に過度の負担を強いものであるため。
- 時期及び使用形態を限定しており、輸送の安全に係る管理に支障を及ぼすものではないため。

レンタカー使用の検討について

【引越以外の繁忙期】

- 平成26年3月期は、消費増税に伴ういわゆる「駆け込み需要」による輸送需要の増大等により、トラック車両の不足が懸念されていたため、引越シーズン同様の特例措置の必要性について検討を行った。

【整備・点検時】

- 全ての自動車は、点検・整備のサイクルがあらかじめ法令によって定められており、事業者は、使用車両の点検・整備時期を見越した事業運営を行っている。
- また、整備・点検に要する期間は所要1日程度と短いのが実態。



業界団体及び主要事業者に対して、上記についてヒアリングを実施した。

事業者団体（（公社）全日本トラック協会）からのヒアリング

- 早期から引越の分散化について、荷主団体等への呼びかけ、広告媒体等を通じた周知活動を積極的に展開。
- 輸送需要増大への対応にあたっては、車両不足よりもむしろ、新規ドライバーの確保が困難であることが課題。
- 引越シーズン以外の時期についての具体的な要望はなかった。

主要事業者からのヒアリング

- 年度末における輸送需要については、他の運送会社への委託（傭車）により対応。
- 輸送需要増大への対応にあたっては、車両不足よりもむしろ、新規ドライバーの確保が困難であることが課題。
- 引越シーズン以外の時期についての具体的な要望はなかった。

今後の検討について

- 引越シーズン以外の時期における事業者のレンタカー使用については、今後も事業者ニーズを踏まえて検討してまいりたい。
- 引越シーズンのように一定の期間に限定されるもの以外については、輸送の安全に係る管理が困難であることも考慮する必要がある。